

宿毛市ふるさとワーキングホリデー事業参加者募集要項

都市部の若者（大学生等）が宿毛市内に一定期間滞在し、働いて収入を得ながら地域のイベント等への参加、地域の人たちとの交流などを通して、田舎暮らしを体験していただく取り組みです。通常の旅行では味わえない“すくも暮らし”をお試ししてみませんか？

次のとおり参加者を募集します。

1 募集人数

4名程度（予算額に達し次第締切）

2 対象者

県外に居住している方

3 実施期間

令和7年2月13日（木）～令和7年2月28日（金）

※期間中1週間から2週間程度。受入事業所により期間は異なります。

4 受入先業種

農業（土佐文旦、いちご）

5 雇用契約

受入企業等と雇用契約を締結して、働いて賃金を受け取ります。

6 就業条件

賃金、勤務日・時間、休暇等は受入企業により異なります。

7 参加者への支援

（1）滞在中の宿泊費（食費等実費は除く）

市内宿泊施設の宿泊費、1泊当たり3,000円を上限に助成します。

（上限48,000円）

(2) 来市に要する旅費

滞在期間中、高知県内における公共交通機関等（鉄道、バス、自家用車及び高速道路料金等）を利用する場合、15,000円を上限に助成します。

(3) レンタカー費

公共交通機関等の移動手段の手配が困難な地域についてレンタカーを利用した場合、レンタカー費の3分の2を助成します。

助成費：10日以上15日未満の場合 4日分

※ 高知県が交付する「高知家で暮らし隊」に加入していただきます。
ガソリン代は助成の対象外となります。

(4) 交流イベント等への参加（1回以上の参加は必須）

期間中に開催される地域の行事や学びの場、交流会等に参加し、地域の方との交流を通して地域のことを知ることができます。

(5) 労災保険または傷害保険に加入します。

（参加者の費用負担はありません。）

8 応募方法

参加申込書（宿毛市HPよりダウンロード）を宿毛市企画課までご提出ください。

9 申込締切

令和7年1月31日（金）

10 その他

参加者は、この事業による業務を実施する為に知り得た個人情報について、事業に必要な目的以外に使用することはできません。事業の終了後も、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報の取扱いを適正に行うようにしてください。

11 問い合わせについて

〒788-8686 宿毛市希望ヶ丘1番地
宿毛市企画課移住定住推進係
TEL：0880-62-1256

FAX : 0 8 8 0 - 6 2 - 1 2 7 4

E-mail : 1165@city.sukumo.lg.jp